

自転車を安全・安心に利用するために（自転車ルールブック）の作成

資料の目的と構成

目的

自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入に当たり、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について周知を行い、自転車の安全・安心な利用を図るための資料（警察庁HPで公表）

構成

- ① 自転車への青切符の導入の背景と手続（導入の背景、検挙後の手続の変更点、青切符の対象とならない場合）
- ② 自転車の基本的な交通ルール（自転車安全利用五則の紹介）
- ③ 自転車の交通違反の指導取締り（基本的な考え方、指導取締りを重点的に行う場所・時間帯）
- ④ 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分（自転車運転者講習、運転免許の停止）
- ⑤ 自転車の交通ルール

自転車の基本的な交通ルール

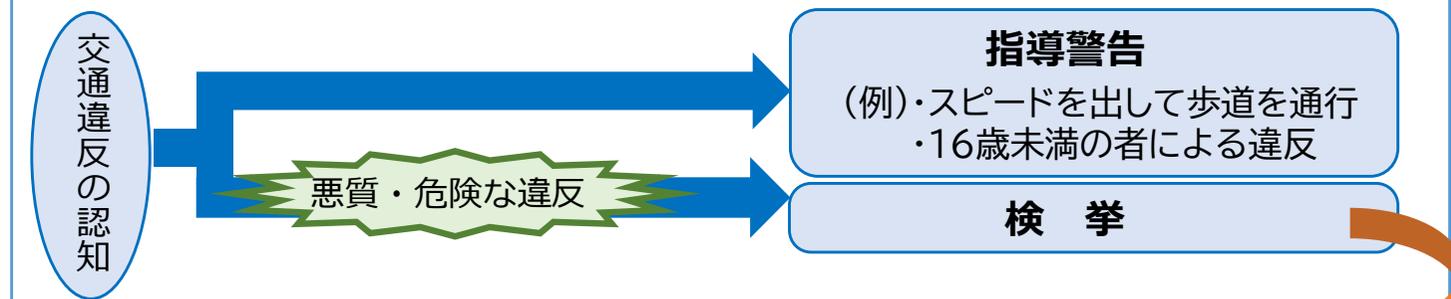
自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

➡ 五則に基づく基本的ルール、違反した場合における危険性等を解説

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず



青切符の導入で変わるのは検挙後の手続

重大な違反や事故を起こしたとき → 刑事手続

(例)・酒酔い運転・酒気帯び運転
・違反により実際に交通事故を発生させる

検 挙

16歳以上の者による反則行為 → 青切符

(例)・スマホを持って画面を注視したり、通話をする
・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせる

自転車の指導取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を実施
- ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反（「違反自体が悪質・危険なもの」①・②、「違反態様が悪質・危険なもの」③・④・⑤）であるときは検挙の対象
- 指導取締りは、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であるとして各警察署が指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」等で、事故が多い朝の通勤・通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯を中心に重点的に実施

違反自体が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

① 刑事手続によって処理される重大な違反

[**検挙（刑事手続により処理）**]

(例)



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路における危険を生じさせた場合

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反

[**検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）**]

(例)



遮断踏切立入り



自転車制動装置不良

ブレーキなし



ながらスマホ

違反態様が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき

[**検挙（刑事手続により処理）**]

(例)



ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

[**検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）**]

(例)



信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけたとき



傘を差しながら一時不停止をしたとき

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

[**検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）**]

(例)



警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき